

○二本松市総合評価方式試行要綱

平成20年3月31日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、二本松市が発注する建設工事(以下「工事」という。)について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、総合評価方式(価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、価格と技術の両面から最も優れたものをもって入札に参加した者を落札者とする方式をいう。以下同じ。)を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式を試行する工事は、二本松市制限付一般競争入札実施要綱(平成17年二本松市告示第16号。以下「一般競争入札実施要綱」という。)に定める制限付一般競争入札に付すべき工事の中から総合評価方式により行う工事を選定し、当該工事の規模等に応じて次のいずれかの型式で行うものとする。

- (1) 特別簡易型(技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、簡易な施工計画又は技術提案の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績等を評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するものをいう。)
- (2) 簡易型(技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画及び同種・類似工事の経験、工事成績等を評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するものをいう。)

(学識経験者の意見聴取等)

第3条 市長は、令第167条の10の2第3項の規定に基づき、総合評価方式による工事の入札に申込みする者のうち、価格と技術の両面から市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めようとする場合には、同条第4項の規定に基づき、中立かつ公平・公正な立場から2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見をあらかじめ聴かなければならない。

2 市長は、令第167条の10の2第5項の規定に基づき、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前2項の規定により学識経験者から意見が出された場合は、その意見の取扱い

を二本松市入札契約審査委員会要綱(平成17年二本松市告示第15号)に定める二本松市入札契約審査委員会(以下「入札契約審査委員会」という。)に諮るものとする。

4 意見聴取の事務は、総務部契約管財課が行うものとする。

(入札参加資格)

第4条 総合評価方式による入札に参加する者は、一般競争入札実施要綱第4条に定める入札参加資格を満たしていなければならない。

(入札の公告等)

第5条 市長は、入札公告及び入札説明書(以下「入札説明書等」という。)において、総合評価方式の対象工事であること、総合評価に関する評価項目及び評価基準、総合評価の方式並びに落札者の決定方法を明示するものとする。

(技術資料等の提出)

第6条 入札参加希望者は、一般競争入札実施要綱第6条の規定による制限付一般競争入札参加申込書及び宣誓書の提出の際に、企業の技術力等の技術資料を添えて、公告した提出期限までに市長に提出しなければならない。

2 簡易型で総合評価を行う場合、入札参加希望者は当該工事の実施計画及び施工計画(以下「簡易な施工計画」という。)を技術資料(以下「技術資料等」という。)と併せて提出しなければならない。

3 技術資料等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、技術資料等の返却は行わないものとする。

4 提出期限後における技術資料等の内容変更、差替え及び再提出は認めないものとする。

(簡易な施工計画の審査)

第7条 総務部長は、技術資料等が提出された場合は、技術資料等を取りまとめ、入札契約審査委員会委員長(以下「委員長」という。)に、速やかに送付するものとする。

2 委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員で構成する二本松市総合評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)に簡易な施工計画及び配置予定技術者へのヒアリング(実施する場合に限る。)の審査を求めるものとする。

3 前項の審査に当たって必要があると認めるときは、委員長及び技術審査会は、入札参加希望者から説明を求めることができるものとする。

4 技術審査会は、第2項の審査の結果を委員長に通知するものとする。

(総合評価の方法)

第8条 特別簡易型又は簡易型で総合評価を行う場合、総合評価の方法は、入札参加希望者が提出した技術資料等の各評価項目を点数化した得点の合計に、当該入札者の入札価格から算出した得点を加えて得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(落札予定者の決定)

第9条 落札予定者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうちで、前条の規定によって得られた評価値が最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札予定者を決める。

(落札者の決定)

第10条 市長は、落札予定者が決定したときは、第3条第2項及び第3項の規定に基づき、落札者を決定するものとする。

(評価内容の担保)

第11条 市長は、落札者決定に反映された簡易な施工計画に基づく履行ができなかった場合において、再度施工が困難又は合理的でないときは、落札者に対し契約金額の減額、損害賠償の請求及び工事成績評点の減点の対象とすることができる。

2 前項の内容は、入札説明書等に記載するものとする。

(技術資料等の取扱い)

第12条 市長は、技術資料等の内容を公表しないものとする。ただし、落札者となった者の簡易な施工計画について、採用した理由の説明を求められた場合には、提案者の知的財産に関する部分を除き、他者に比べ優位な点を公表することができるものとする。

2 前項の内容は、入札説明書等に記載するものとする。

(評価結果等の公表)

第13条 市長は、総合評価方式の入札結果について、二本松市入札結果に関する事項の公表基準(平成20年8月19日市長決裁)の定めにより入札執行後に公表するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第3号)

この要綱は、平成22年1月5日から施行する。

附 則(平成23年告示第13号)

改正 平成23年3月30日告示第64号

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第64号)

この要綱は、平成23年3月30日から施行する。